

令和4年3月29日

高浜市条例第9号

高浜市やきものの里かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

高浜市長 吉岡初浩

高浜市やきものの里かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例

高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例（平成6年高浜市条例第39号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 かわらを基本テーマとし、歴史、考古、民俗及び美術工芸に関する資料及び郷土に関する資料（以下「美術資料等」という。）を収集し、保管し、展示して一般の利用に供し、あわせて、市民の豊かな知性や感性を育む多彩な学習活動を援助し、かつ、市民交流の促進を図り、文化の創造及び発展に資することを目的として、高浜市やきものの里かわら美術館・図書館（以下「美術館・図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 美術館・図書館を本館及びサービスポイント（本館以外において、図書、逐次刊行物、視聴覚資料等（以下「図書等」という。）の貸出しその他の業務を行う拠点をいう。以下同じ。）により構成する。

2 本館及びサービスポイントの名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）本館

名称	位置
高浜市やきものの里かわら美術館・図書館	高浜市青木町九丁目6番地18

（2）サービスポイント

名称	位置
高浜市いきいき広場図書・情報スペース	高浜市春日町五丁目165番地
高浜市立吉浜公民館図書室	高浜市屋敷町五丁目12番地8
高浜市高取ふれあいプラザ図書室	高浜市向山町一丁目214番地4

3 美術館・図書館の附属施設として、美術資料等及び図書等の収蔵庫を置く。

4 本館は、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第2項に規定する公立博物館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項に規定する公立図書館とする。

（事業）

第3条 美術館・図書館は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 美術資料等の収集、保存及び展示に関すること。
- (2) 図書等の収集、整理、保存及び利用に関すること。
- (3) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関すること。
- (4) 美術資料等及び図書等に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- (5) 学校、市民団体、社会教育施設等と協力し、その活動を援助すること。
- (6) 講演会、講座、読書会、鑑賞会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- (7) 他の美術館及び図書館と緊密に連絡し、及び協力し、刊行物及び情報の交換、美術資料等及び図書等の相互貸借等を行うこと。
- (8) ホール、スタジオ等を設置して、利用に供し、又は映画、音楽、舞踊、演劇等の芸術文化活動の振興に必要な事業を行うこと。
- (9) その他美術館・図書館の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

（観覧料）

第4条 本館の企画展示の観覧料は、次の表のとおりとする。

区分	単位	金額	備考
個人	1人1回	展示及び観覧に係る実費を勘案してその都度市長が定める額	中学生（これに準ずる者を含む。以下同じ。）以下の者は無料とする。
団体（20	1人1回	個人に係る所定の	団体には、中学生以下

人以上)	観覧料の8割に相当する額	の者を含まない。
------	--------------	----------

2 納付された観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減免し、又は割引をすることができる。

(利用の許可)

第5条 本館の講義室、会議室、ホール、ホワイエ、スタジオ又は楽屋（以下「講義室等」という。）を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 美術資料等の模写、模造、撮影、熟覧等（以下「模写等」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前2項の許可に条件を付けることができる。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) その他管理上支障があると認めるとき。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の許可をしないものとする。

(1) 美術資料等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(2) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用料及び手数料)

第7条 第5条第1項若しくは第2項の許可を受けた者又は教育委員会規則の定めるところにより図書等の複写（以下「複写」という。）をしようとする者は、高浜市使用料及び手数料条例（昭和39年高浜町条例第18号）の定めるところにより、使用料又は手数料を納付しなければならない。

(利用者の義務)

第8条 本館又はサービスポイントを利用する者は、その利用に際しては、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに第5条第3項の規定により許可に付けられた条件並びに教育委員

会及び施設を管理する者の指示に従うとともに、本館又はサービスポイントの秩序を乱すような行為をしてはならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、又は本館若しくはサービスポイントの利用の中止を命ずることができる。

- (1) 本館又はサービスポイントを利用する者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により本館又はサービスポイントの利用ができないとき。
- (3) その他やむを得ない理由があると認めるとき。

(入館の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、本館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は本館の施設、設備若しくは備品若しくは美術資料等若しくは図書等を損傷するおそれがあると認められる者
- (2) 管理上必要な指示に従わない者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第11条 本館又はサービスポイントを利用する者は、故意又は過失によって本館又はサービスポイントの施設、設備若しくは備品若しくは美術資料等若しくは図書等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は施設を管理する者が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(運営審議会)

第12条 美術館・図書館の円滑な運営を図るため、高浜市やきもの里かわら美術館・図書館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 美術館・図書館の運営に関すること。
 - (2) 芸術文化活動の振興に関すること。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、市内の公共的団体の役職員並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(職員)

第13条 美術館・図書館に次の職員を置くことができる。

- (1) 館長
- (2) 学芸員
- (3) 司書
- (4) 事務職員

- 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて技術職員を置くことができる。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、美術館・図書館の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に美術館・図書館及び収蔵庫の管理を行わせることができる。

- 2 指定管理者に美術館・図書館及び収蔵庫の管理を行わせる場合においては、第4条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「第14条第1項に規定する指定管理者」と、第5条第1項中「教育委員会」とあるのは「第14条第1項に規定する指定管理者」と、同条第3項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会又は第14条第1項に規定する指定管理者」と、「前2項」とあるのは「それぞれ第1項又は前項」と、第6条第1項中「教育委員会」とあるのは「第14条第1項に規定する指定管理者」と、第8条から第10条までの規定中「教育委員会」とあるのは「教育委員会又は第14条第1項に規定する指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本館及びサービスポイントの利用及びその制限に関する業務

- (2) 第3条の事業の運営に関する業務
- (3) 観覧料、講義室等の使用料(目的外使用に係るものを除く。)並びに模写等及び複写の手数料(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (4) 本館、サービスポイント及び収蔵庫の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務。ただし、サービスポイントについては、備品の維持管理に限る。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、高浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年高浜市条例第29号)、高浜市個人情報保護条例(平成7年高浜市条例第37号)、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則、美術館・図書館の管理運営に関し市と締結した協定その他教育委員会の定めるところに従い、美術館・図書館の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第17条 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における高浜市公の施設の指定管理者の利用料金に関する条例(平成20年高浜市条例第20号。以下「利用料金条例」という。)の規定の適用については、利用料金条例中「利用料金」とあるのは「高浜市やきものの里かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例(令和4年高浜市条例第9号)第15条第3号の利用料金」と、利用料金条例第3条第1項中「高浜市使用料及び手数料条例(昭和39年高浜町条例第18号)に定める使用料」とあるのは「高浜市使用料及び手数料条例(昭和39年高浜町条例第18号)に定める使用料及び手数料並びに高浜市やきものの里かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例第4条に定める観覧料」とする。

3 第1項の規定により指定管理者が利用料金を収受する場合には、第7条中「高浜市使用料及び手数料条例」とあるのは「この条例並びに高浜市使用料及び手数料条例」と、「使用料又は手数料」とあるのは「第15条第3号に規定する利用料金」として同条の規定を適用する。

4 第1項の規定により指定管理者が利用料金を収受する場合にお

いては、指定管理者は、第15条第3号の業務を行わないものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、美術館・図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(高浜市立図書館の設置及び管理に関する条例及び高浜市立郷土資料館の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 高浜市立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和54年高浜市条例第5号)

(2) 高浜市立郷土資料館の設置及び管理に関する条例(昭和54年高浜市条例第6号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により、この条例の施行の日以後の高浜市やきものの里かわら美術館の講義室、会議室、ホール、ホワイエ、スタジオ又は楽屋の利用の許可を受けている者は、改正後の高浜市やきものの里かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定により、講義室等の利用の許可を受けた者とみなす。

(高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年高浜町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表視聴覚ライブラリー運営委員会委員の項を削り、同表やきものの里かわら美術館運営審議会委員の項中「やきものの里かわら美術館運営審議会委員」を「やきものの里かわら美術館・図書館運営審議会委員」に改め、同表図書館協議会委員の項を削る。

(高浜市使用料及び手数料条例の一部改正)

5 高浜市使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1公の施設の部やきものの里かわら美術館の項を次のよ

うに改める。

やきものの里かわら美術館・図書館	ホール	1時間	2,300円	利用の許可を受けるとき
	ホワイエ		240円	
	講義室		740円	
	会議室		370円	
	スタジオ		840円	
	楽屋1		220円	
	楽屋2		190円	

別表第1注2、別表第2及び別表第4注1中「やきものの里かわら美術館」を「やきものの里かわら美術館・図書館」に改める。

別表第5図書館資料複写手数料の項を削り、同表美術館資料利用手数料の項を次のように改める。

美術館・図書館資料利用手数料	美術資料	模写	1点	1,050	同上	1 びょうぶは、1双を1点とする。 2 巻物は、1巻を1点とする。 3 小型のもので、1組又は1箱となっているものは、1組又は1箱を1点とする。 4 多数のもので、1揃い又は1具となっているものは、数量に応じて数点に分かつものとする。 5 撮影は、1点につき同一の状態でシャッター4回までを1回とする。	
		模造	1点	1,050			
	図書資料	撮影	撮影した写真の出版物等への掲載を目的とする場合	1点			2,120
			その他の場合				360
		熟覧	1点	360			
		写真原版の使用	1点	2,120			
		図書等の複写	1枚	10			A3版以下とする。